

# ホームページ公開用

平成30年12月25日 定例教育委員会 会議録

## 1 開催日時及び場所

- ・平成30年12月25日（火） 午後2時30分 ～ 午後4時53分
- ・教育委員会室

## 2 出席者

教育長	安福正寿	事務局職員	
委員	稲本正	副教育長	内木 禎
委員	野原正美	教育次長	堀 貴雄
委員	森口祐子	義務教育総括監	服部和也
委員	竹中裕紀	総合教育センター長兼教育研修課長	坂井和裕
(近藤恵里委員は欠席)		教育総務課長	平野孝之
		教育総務課教育主管(高校)	高橋宗彦
		教育総務課教育主管(義務)	早川 剛
		教育管理課長	松田直樹
		教育財務課長	柴田雅道
		教職員課長	北岡龍也
		教職員課福利厚生室長	若野 明
		教職員課教育主管(高校)	大坪一才恵
		教職員課教育主管(義務)	古田秀人
		学校安全課長	片桐基晴
		学校支援課長	古賀英一
		学校支援課教育主管(高校)	森岡孝文
		特別支援教育課長	松原勝己
		体育健康課長	野田正明

## 3 議事日程等

報第1号、議第1号、議第2号及び事務局報告(政策)(3)について非公開とすることを決定。

## 4 会議録

平成30年11月26日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

## 5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
<b>報第1号</b>	<b>職員の表彰について（非公開案件）</b>
	<p>職員の表彰について報告し、承認された。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成</p>
<b>事務局報告（政策）</b>	
	<b>（3）いじめに関する重大事態の報告について（非公開案件）</b>
	<p>いじめに関する重大事態の発生について報告した。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>議第1号</b>	<b>教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）</b>
	<p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>議題2号</b>	<b>教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）</b>
	<p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>報第2号</b>	<b>平成31年度教職員定期人事異動方針について</b>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>報第2号について報告する。</p> <p>平成31年度教職員定期人事異動方針については、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条の規定により、平成30年12月5日に専決したため報告し、その承認を求めるものである。別紙資料3頁には、高等学校・特別支援学校の教職員定期人事異動方針、別紙資料4頁には、小中学校の教職員定期人事異動方針をそれぞれ記載している。これは、今年度末に行う定期人事異動に向け、大きな方向性を確認していただくためのものである。先ず、県立学校については、管理職、一般教員、事務職員等それぞれについて記載しているが、例年と大きく変わった点は特にない。人事の課題は、1年や2年で解決できるものではないため、昨年と同様の問題意識をもって取り組んでいきたいと考えている。大きな問題意識としては、特に管理職の（1）～（3）に記載のとおり、少子化が見込まれる中で、特色ある学校づくりを進めるための経験や専門性を考慮した異動に配慮すること。また、若手教頭面談を通して、管理職としての適性や力量を測り、効果的な人事配置に活用すること。さらに、人間性が豊かで、創造力と指導力に富んだ女性教職員の積極的な登用を図っていくことである。特に、県立高校や高等特別支援学校は、管理職の平均年齢が非常に高くなっており、高等学校、特別支援学校の校長の今年度末の平均年齢は、高等学校が58.3歳で、高等特別支援学校は59.0歳と、定年に近い年齢の校長が大半を占めている。また、経験年数に関しても、1校で2、3年の校長経験しかない状態となっている。先ほどもお話したが、少子化が見込まれる中で活力ある学校づくりを推進していくためには、ある程度長期的に取り組む人事も必要であると考えているため、若手の登用を通して、各学校の活性化を図っていきたい。そのために、一般教員からしっかりと育成して、本人の年齢や意欲、能力等を勘案した人事配置に努めていきたいと考えていえる。特に、若手の頃は、採用後10年目までに複数校を経験させることとし、全日制と定時制及び通信制の課程相互間の交流や高等学</p>

## ホームページ公開用

	<p>校と特別支援学校などの交流、高等学校・特別支援学校と小中学校との交流を通じて、様々な経験を経た職員の育成に努めていく。さらに、管理職となる人材を育成するために、中堅教員の研修派遣、これは、大学院であるとか、民間企業であるとか、そういった所への派遣を計画的に実施することや、再任用教員の知見を後世に引き継いでいくことについても取り組んでいきたいと考えている。また、小中学校に関しても、同様の視点で取り組んでいきたいと考えている。ただし、小中学校と高等学校・特別支援学校で大きく異なる点として、市町村教育委員会の教育ビジョンや教育的な方向性を踏まえた形の準備が必要である。したがって、市町村教育委員会の長期展望に立った学校教育の方針と重点の具現が図られるようにし、どのような能力や意欲をもった人材が各市町村において望まれているのかを勘案しながら、市町村教育委員会と調整して人事異動を進めていきたいと考えている。さらに、地域課題対応のための主幹教諭の計画的配置についても、小中学校に関しては積極的に進めていきたいと考えている。以上のことが、今年度末の人事異動を検討するにあたり、基本的な方針としてお示ししているものである。すでに専決を経て、報告をするものではあるが、今後、年度末に向けて検討を進めていく中で、様々な助言をしていただきたいと考えている。</p>
稲本委員	<p>若手教頭面接は、全国で行っているのか。</p>
教職員課長	<p>承知している限りで、全国的に行われているということはないと思う。これは、後程議会の報告のところで、今回の質問でも出たというところで若干出てくるが、他県の場合、多くは管理職登用試験を実施しているが、岐阜県の場合、県立学校については、それを行っていない。ただし、教育委員さんにも協力していただいている面接などを通して多角的な視点で評価をし、登用していくという考えで行っている。</p>
稲本委員	<p>文書で書くと、しっかりとマニュアルのようなものを作成してそれを読んだからといって、その人が校長先生になった時に本当にできるかは分からないため、実際に対話をした方が良い。面接を行っている、昔教頭面接を行った人がここで校長先生をしているのかとか、頑張らっしゃるんだな、など思うことがたくさんあり、良いことだと思う。</p> <p>ところで、市教育委員会では、小中学校の管理職へ面接を行っているわけではないのか。</p>
教職員課長	<p>小中学校教員の管理職登用については、例年教育委員の皆様にも協力をしていただいているが、管理職登用試験を行っている。その中で、全ての方を見ていただくことは人数的に厳しいため、一部の方について教育委員さんにも面接に入っていただき、評価をしていただくかたちをとっている。</p>
稲本委員	<p>面接の場で話すと、校長になった際の心構えができるような気がする。だから、人前でどのような校長になりたいのかを言うことは、良いことだと思う。</p>
教育長	<p>報第2号について、挙手により採決する。</p>
教育長	<p>全員賛成により承認する。</p>
<p><b>議第3号 高等学校運動部活動ガイドライン策定について</b></p>	
体育健康課長	<p>「岐阜県高等学校運動部活動ガイドライン」の策定についてお諮りする。資料5頁をご覧ください。本ガイドラインは、平成30年3月にスポーツ庁が「国のガイドライン」を策定し、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があることから、「岐阜県高等学校運動部活動ガイドライン」を策定するものである。策定にかかる主なポイントについて説明する。資料9頁をご覧ください。学習指導要領には、部活動は「生徒の自主的・自発的な参加により行われる」となっており、参加を強いるも</p>

## ホームページ公開用

	<p>のではないが、多くの学校が何らかの強制をしている実態がある。今後は、「教育効果を生徒に十分説明し、入部を勧める」ように改め、退部・転部も認めなければならない。資料12頁をご覧ください。適切な活動基準の設定については、以前、岐阜県独自のものを策定してはどうかという指摘をいただいたが、県独自で科学的根拠を示すことは不可能であり、各学校の実態や競技種目の特性により、県で統一のものとするのも困難なため、「休養日の設定」「活動時間の設定」とともに国に準じることとした。ただし、国も示すように「入学者選抜を経て進学している」、「各高校で多様な教育が行われている点に留意する」ことから「各学校で設定する」とし、その具体的内容を「設定例」として示した。これは、国のガイドラインに「本ガイドラインに則り、都道府県で策定する。」さらに、「校長は設置者の方針に則り、毎年度策定する」とされていることから、各学校で策定する中で対応することとした。また、各学校の設定に対してどこまでを許容範囲とするのか明確にしておくことも、以前指摘いただいた。これには、スポーツ庁が参考にした文献の範囲内での活動を認めることとしていきたいと考えている。具体的には、文献の中では、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設ける」となっているが、国の方の設定は、「休日を2日設ける」ということになっている。また、「週の活動時間は16時間未満」となっているが、国の指定の「平日1日、休日1日」を休んで、活動時間を平日2時間、3時間とすると、活動時間が11時間ということになり、16時間未満には随分届かないということになるため、その範囲内であれば認めていきたいと考えている。これまでの経緯と今後の予定については、9月から10月の間に、各団体、高野連、高体連、もしくは高P連、大学教授、スポーツドクター等、関係団体、有識者等10名から意見聴取を行い、委員の皆様には説明をさせていただいた。その後、11月に高特校長会にて説明をした。本日の議決をもって策定された後に、年内に各校に通知をしていきたいと考えている。ガイドラインに記載できない内容や運用方法については、Q&amp;Aを作成し、校長の手持ち資料として同時に配布する。各学校においては、今年度内に方針を策定していただき、来年度当初から運用する予定である。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>部活動は大会があるものや無いものなど、千差万別である。さらに、学校によっても相当異なるため、これでいいとは思いますが、各学校に任せるとした場合に、それを集めて、各学校が逸脱していないかを見て、必要なアドバイスをするようなシステムをつくらなければ、出っぱなしになってしまうかもしれない。出さないのが一番いけないと思う。絶対出すように各学校に強く言わないといけないのではないかと。校長先生が自分の学校の全ての部活動に対して書くのは、大変だと思う。実際のところ、自分の経験から言うと、甲子園に出ると言っているような部活動は16時間どころか、相当超過している。それをどこまで強要するかというのを含めて、各学校に任せなければいけないが、しっかりと書いてもらうことがまず必要である。そして、書いてもらったものが適切かどうかを、県の誰かがアドバイスするといったシステムが無いと、絵に描いた餅になってしまうのではないかと。</p>
<p>体育健康課長</p>	<p>現在の予定では、3月末に時間とか休養日の設定について尋ね、不適切というか、逸脱が激しい所があれば、相談して当課の方で指導したい。例年6月に、各運動部活動に対する調査をしており、その際に内規等も出してもらっているため、3月の段階では、そのポイントの調査をして、6月には正式なものを提出してもらい、さらに、私どもの方で審査をしたいと思っている。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>ガイドラインなので、厳密なものではないだろうと思うが、今、甲子園へ行くようなところは、16時間では足りないとなった時に、どこまでやっていいのかとか、連続何か月がいいのかとか、本当はランク別にやるのが一番分かりやすいとは思いますが。参加する生徒も、その程度のものでは嫌だという子や、そんなにやるんなら嫌だという子もあると思う。ある程度はやはり事前にアンケートとか正式なものはあるから、本当はオープンにされていて、「うちは、これだけやる」と言うように、段階的に分かるといいと思う。</p>
<p>体育健康課長</p>	<p>同じガイドラインの中に、「公表すること」ということがあり、学校によってホームページに載せるところもあれば、掲示板等で知らせたり、配布によるところもあるとは思</p>

## ホームページ公開用

	<p>が、中学生の選択の一つにできればということは考えている。16時間の考え方の中に、ガイドラインの中には本当はないが、スポーツドクターと相談した時には、ウォーミングアップとか個別のトレーニングとかは、なかなか時間としてとりにくいのではないかと、といった考え方もあるということは聞いている。運用の段階でなかなか難しい。</p>
副教育長	<p>補足だが、種目によっても、例えば野球などは、待機している時間が長く、競技をするにも練習をするにも時間がかかるということで、絶えず体を動かしているというわけでもないような競技もある。バスケットなど、ずっと走り回っている競技もあり、競技によっても違うということもある。また、学校の位置づけ、部活動の位置づけということも、千差万別である。そうした中で、大きな流れとして、全国的な競技団体は、競技種目ごとに、いかに短時間で能率よく効果を上げる練習を行うかということについて今検討しているという動きもあるということも聞いている。ガイドラインはその旨を記載しているが、ねらいとしては、生徒の健康を損なうことがないようにするというのが1点と、部活動に携わる教職員が長時間勤務の原因の一つになっている、という2点について、何とか基本となる原則を定めて、その中で、基本にのっとっていただきながら、運用を、それぞれの学校長が責任をもって活動方針或いは活動計画というのを、年間、月間きちんと定めてもらって、その中で絶えずオープンにしながらかやっただけ。勿論、健康障がいにならないように、或いは教員が一生懸命になり過ぎてストレスを抱え込むことが無いようにするという趣旨としてガイドラインを作ったところである。</p>
森口委員	<p>生徒たちの気持ちを優先するのか、それとも学校の特色を生かしながら生徒の気持ちを盛り上げて、上を目指していくような部活動の運用をしている学校もある。多分部活は、春夏秋冬、種目によって活動が違うため、まずはカレンダーを作ることが最初のやるべき事だと思う。とりあえず、その部活、部活のカレンダーを作って、競技の目標、試合、どのあたりで練習試合をやるかといったことと絡めながら、まずは日数の確保、これは休むための確保というものをつくるべきだと思う。各部の運用を管理する立場の人が把握し、それを校長にあげるというように、2段階ぐらいでやらないと多分行き当たりばったりにしかならないと思う。</p>
体育健康課長	<p>年間種目によって、冬季は別として、例えば野球でもシーズンがあり、夏の甲子園の前になると練習試合が毎週のように入ってきたりとか、なかなかそういう時に土日はどちらか休みにしないといけないというのも難しいことだと思う。休みのとり方については、年間を通じて何日ぐらいというような、多少柔軟性を種目ごとで持たせたいと考えている。強い部でも、スポーツ障がいという観点からすると、休むこともトレーニングの一つとして、週に一回くらいは休んでいるということも聞いている。隔週一日休み、残りは、例えば、テスト休みもあるし、長期休暇もあるし、年末年始といったところで休むなど、年間を通してこのくらいという計画をまず立てる。また、今、試合数の多さも課題になってきている。高体連、中体連以外にも協会主催の試合が、市大会、地区大会、県大会と言うように非常に多いということもあるので、年間の中でこの試合に出るというように位置づけをはっきりしてもらいたいということは重要かと思う。同時にそういうこともお願いしていきたいと思う。</p>
稲本委員	<p>自分が中学で野球部に入っていた時は、学校に行く前にグラウンド整備をしなければいけない、昼は早弁してもう一回行く、1年の時はひたすら走る、千本ノックをやり、意識がなくなってからグローブが出るのが本物だとか、無駄なことが多かった。しかも、部長でも先生でもない、高校の先輩が来て無茶苦茶なことを言う。そこを変えなければいけない。ああいうのは無駄である。昔はひたすら時間をかけて練習させることが体力の向上なり、強くなるんだというような根性論といじめ論に近い論理でやっていたが、かと言って、進学校に行ったらとても甘くて上達しがたい。それくらい学校によって差がある。その中で浸透しなければいけないのは、いじめのような滅茶苦茶な練習は意味がない。体も壊してしまう。高校の頃、自分は肝臓を悪くして黄疸になってしまったことがある。ひたすら寝ないで野球ばかりやっていたからだと思っている。健康を害するようなやり方ではよくない。このことを徹底させなければ駄目である。未だに古い考え</p>

## ホームページ公開用

	のスポーツ指導者が多い。これをまず直さなければいけない。短期間で、健康にもよく技術も向上して、精神的にもしっかりしたスポーツをやれば、部活動はものすごい学びになる。このノウハウを皆で研究するというをやらないと、時間だけ形式的に守るというのでは、問題は解決しないと思う。
森口委員	効果的に休むということは大事だが、成長過程の子どもたちが休みに何をやるかということも、違う目で社会の大人に責任が出てくるのではないか。休むことのテーマも与えつつ休まないで、広がった羽が折りたためないくらいの年齢でもあると思う。
教育長	議第3号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。

### 事務局報告（政策）

#### （1）第3次岐阜県教育ビジョン素案について

教育総務課	<p>現在策定を進めている「第3次岐阜県教育ビジョン」の素案について、報告する。</p> <p>教育ビジョンについては、これまでも、定例教育委員会、総合教育会議の場でいろいろご意見をいただいているところである。概要版の1頁をご覧いただきたい。第3次教育ビジョンの位置づけは、第2次教育ビジョンの基本理念や方向性を継承しつつ、急速な技術革新、教員の働き方改革などの社会情勢の変化や新しい課題に対応し、今後推進すべき具体的施策を明らかにする計画である。また、「岐阜県教育大綱」のアクションプランとして、教育基本法に基づいて策定する本県の教育振興基本計画である。本年度末の策定に向け、外部有識者からなる策定委員会での議論や、学校関係者との意見交換等でいただいたご意見も反映させていただきながら、検討を進めてきたところである。「基本的な考え方」としては、前回9月の本委員会でもお示ししたとおり、岐阜県教育大綱の基本理念を具体化したものにしたいと考えており、「ふるさとに誇りをもち、「清流の国ぎふ」を担う子どもたちの育成」としている。概要版の2頁をご覧いただきたい。教育ビジョンの構想図を示しているが、数字の1から5にあるとおり、5つの基本方針を示している。基本方針の1から3までは、「子どもたちの育成」について、基本方針の4及び5については、それらを担う「人」や「教育環境」をどうしていくかというものを方針として示していきたいということである。概要版3頁をご覧いただきたい。重点的に取り組む施策として、2点掲げており、1点目は、「ふるさと教育の充実」である。子どもたちが将来、世界で活躍したり、地域の活性化に貢献するためには、岐阜をよく知り、また自らがふるさとで活躍していく将来像を描けるようにしていく必要がある。このため、ふるさと岐阜への誇りと愛着をはぐくむ教育を、小中学校に加えて、高等学校においても本格的に実施をしていきたいというものである。概要版の4頁が、重点施策の2点目、「ICT環境の整備と活用」である。ICT環境は、ふるさと教育をはじめとする、あらゆる学習の基盤となるものと位置付けており、これを整備するとともに、ICTを活用した学習活動を充実していきたいと考えている。また、ICTの活用は、教職員の業務負担軽減にもつながり、働き方改革にもつながるのではないかと考えている。概要版5頁目以降では、順次、基本方針ごとにその概要をご説明する。概要版の5頁及び6頁をご覧いただきたい。「基本方針1」は、「ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成」とし、その第一番目は、先ほど、重点施策として紹介した「ふるさと教育の充実」である。岐阜県が誇る施設、例えば「清流長良川あゆパーク」や「そらはく」「岐阜関ヶ原古戦場記念館」などの教育プログラムを活用し、ふるさと岐阜の魅力を知る学習の充実を図っていく。また、地域と連携したキャリア教育、グローバル人材の育成、産業教育の推進など、子どもたちの得意な部分を伸ばしていく取組みの推進な</p>
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## ホームページ公開用

	<p>             などをあげている。概要版の7頁及び8頁をご覧いただきたい。「基本方針2」は「多様な学びを支援する教育体制の充実」とし、特別支援教育の推進、また、修学が困難な生徒に対する修学支援など、学びのセーフティーネットの充実に関する取組み等をあげている。また、いじめや不登校の未然防止や対応強化、インターネットの安全・安心利用に関する啓発の充実等をあげている。概要版の9頁及び10頁をご覧いただきたい。「基本方針3」は「未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進」としている。まず、一つ目の⑩は、「これからの時代に求められる資質・能力の育成」としている。小中段階では、児童生徒一人一人に基礎となる学力を育むためのきめ細やかな指導の充実、或いは、高校では、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善等をあげている。また先程、重要施策の二つ目として掲げた「ICTを活用した学習活動の充実」などをあげている。児童生徒が情報活用能力を身に付けることができるように、教職員のICT活用指導力の向上を図るほか、ICT環境の整備を推進したいと考えている。また、豊かな人間性をはぐくむ教育や人権教育の推進、いわゆる主権者教育などを推進するほか、小学校との円滑な接続を意識した幼児教育の推進などをあげている。概要版の11頁及び12頁をご覧いただきたい。「基本方針4」の「勤務環境の改革と教職員の資質向上」では、長時間勤務・多忙化解消に向けた取組みの推進、ハラスメント等の速やかな察知と解決、教職員の心身の健康づくりの支援等をあげている。さらに、優れた教職員の確保や資質向上では、高校生に対する教職説明会の実施や、若手教員の研修の充実などをあげているところである。の概要版の13頁及び14頁をご覧いただきたい。「基本方針5」は「学びを支援する安全・安心な教育環境づくり」としており、エアコンをはじめとした学校施設の整備の充実や子どもたちの安全・安心の確保と危機管理体制の充実などに取り組むこととしている。なお、今後は、施策にあわせて設定した目標の達成状況を明らかにするなど、毎年度、進捗管理をし、その報告をさせていただくことを考えている。この素案については、先週よりパブリックコメントで県民の皆様からご意見をいただくことをはじめている。それらを含め、教育委員の皆様からのご意見をいただきながら、最終案をとりまとめ、年明け2月の県議会に議案として提出していきたいと考えている。その前段階で、定例教育委員会にも諮って最終案の説明をしたいと考えている。           </p>
<p>稲本委員</p>	<p>             随分良くなったと思う。すごくよくまとまった。ふるさと教育とICTをはじめ、岐阜県の特色がはっきりした。これを外に出すときは、優秀なコピーライター等、人に刺さる言葉を使うとよい。言っていることは皆よいこと。これを人に伝えるときは、特殊な言語感覚や映像を使える能力を持っていないといけないと思う。それから、ふるさとの良さを表彰する審査会で、まくわうりアイスが話題になったことがあったが、結構知らない人がいた。自分は総合教育会議で実際に話を聞き、試食もさせてもらったのでその良さを知っているが、その価値を知らなければ伝わらない。故郷にすごく良いものがあることを、連携してPRなどをやっていかないともったいない。ICTに関しては、予算が無いと進行しないので、具体的にそれに強い人を招いてでも、進めるべきである。かなりの変革になる。AIを勉強していくと人間ってなんだというところに行きつく。目標が良くなった分大変ではあるが、教職員が相当勉強しないといけないと思う。           </p>
<p>竹中委員</p>	<p>             何回も聞くうちに大変良くできていると感じるようになってきた。国からも出ているように、今は教える教育から考えさせる教育が一番の大方針だと思うが、そのところが表現がまだ弱いように感じる。例えば、当たり前としてあまり書いていないのかもしれないが、アクティブラーニングをどう取り入れていくのか、とかを明確に打ち出すとよいのではないか。また、ICTをどの水準までやるかといったことも含め、勉強の仕方と働き方改革を織り交ぜながらやらなければいけないからなかなか大変だと思う。           </p>
<p>森口委員</p>	<p>             2021年から小学校の英語が始まるが、先日福井に視察に行ったとき、モデル的にどんどん英語教育をやっている小学校の授業を見てきた。その校長先生は英語が堪能な先生で、リーダーシップをとって研究実践を行っていた。例えば、子どもたちが英語をこれくらいまで           </p>

## ホームページ公開用

	<p>できたら、次からの授業はどうしたらいいですかと職員が聞けば、その校長先生が、「じゃあ、次の展開でお店で会話するくらいのことをやりましょう」と言って、今度は対話形式での授業を行って。そこまでやっているから、展開が分かりやすい。最後に、英語活動を小学校でやるようになって、中学校、高校の教育へどう展開していくのかという質問に対して、「そこは考えていない。全く違うものだと今は思っている。」と言われた。それも素晴らしいと思った。小学校は、受験英語ではなく、もっと単純に、単語とか会話とかが、文法じゃないものでどんどん入ってくるということが、慣れとして日本では足りないからそこを大切にしたいと言われた。英語ができる先生だからこそ言えたのではないか。教職員は変なプレッシャーを感じることなく、安心して授業を行えるのではないか。岐阜県はどうなんだろうと思いつながりながら考えていた。</p>
稲本委員	<p>英語はものまねである。論文を読ませるとか、ちゃんとした文面を読ませるというのも大切。段階的に理解しながら進めていくとよいと思う。</p>
森口委員	<p>英語の教育と校長先生の資質のバランスをうまくやっていくことが大切。</p>
稲本委員	<p>AIが出てくると、訳してもらえらるから余計大変になるかもしれない。</p>
<h3>(2) 県教育委員会における「過労死等防止啓発月間」の実施結果について</h3>	
教育管理課長	<p>先月11月の「過労死等防止啓発月間」の実施結果について報告する。資料15頁をご覧いただきたい。「過労死等防止啓発月間」については、郡上特別支援学校講師自死事案に係る和解において、ご遺族とお約束した取組みの1つとして、今年度から実施するものである。月間の取組みとしては、職場研修、啓発及び職場訪問の3点を大きな柱として実施した。先ず、職場研修については、資料2の(1)「職場研修」をご覧いただきたい。講師自死事案の風化防止と働きやすい職場づくりに向けた研修を、全ての教職員を対象に、各県立学校と事務局で実施した。研修後の意見交換では、「職場での声掛けの必要性を認識した」「学校行事や業務内容などの大胆な見直しによる仕事量の適正化に向けた決意」などの意見が出された。次に、(2)の「タイムマネジメント研修」をご覧いただきたい。この研修では、日常業務を効率的に行うため、「仕事の段取りの仕方」や「時間管理の方法」について、グループ単位で演習を行い、その検討結果を発表し、意見交換を行った。この研修には、小中学校等の教職員99名、県立学校の教職員59名、合計158名の教職員が参加した。参加者からは、「業務ごとに目的や期限を明確にすることの必要性を認識した」とか、「できることから改善につなげたい」などの意見が寄せられた。次に、資料16頁の(3)ストーリーミング配信研修をご覧いただきたい。これは映像配信による研修だが、「メンタルヘルスとパワハラ防止」をテーマに研修映像を配信し、全ての教職員が視聴をした。続いて、3の(1)「疲労蓄積度自己診断チェックの実施」をご覧いただきたい。啓発として、厚生労働省作成のチェックリストにより自己診断を行い、疲労度の振り返りを自身で行うとともに、結果に応じて、所属長による面談などを実施した。次に、(2)の「高ストレス教職員に対する医師による面接指導の実施の徹底」として、9月に行った、ストレスチェックの結果で、高ストレスと判定された教職員に対して、医師による面接指導の申出をするよう月間中も働きかけを継続して行った。資料17頁をご覧いただきたい。今年度の上半期の時間外の勤務実績を基に、長時間労働が行われている学校を事務局職員が訪問し、教員と管理職から聞き取りを行った。長時間労働の主な原因としては、校務分掌や部活動そして教科指導の業務が挙げられた。これらの課題への学校の対応としては、管理職が業務内容を適切に把握し、他の教職員による支援や業務分担の見直しを行ったり、部活動の活動時間や休養日の設定を考慮した活動計画の調整を行うなど、業務の負担軽減に努めている。最後に5の「市町村教育委員会における活用の働きかけ」として、県教育委員会の過労死等防止啓発月間の取組みを紹介するとともに、職場研修で用いた資料などを提供し、活用を呼びかけた。また、教育長から、市町村の教育長・教育委員の方々に、学校における労務管理の必要性について説明をしている。</p>
稲本委員	<p>自己診断チェックについては、実際には意外と正直に答えないとされている。自分</p>

## ホームページ公開用

	<p>が疲れていることを知られるのが嫌で、「大丈夫」と答えている人が結構多い。この方法が適切かどうかによって、真実が分かるかどうか随分差がある。ある企業でやったが、大失敗だった。それを測定器で測ると、自律神経失調症の人とかが全部出てきている。どれだけ、「研究者しか結果は分からないから正直に答えるように。」と言っても言えないのが現状である。そのことをよく理解して取り組んだほうがよい。</p>
<b>事務局報告（その他）</b>	
<b>（１）平成３０年第５回岐阜県議会定例会における審議結果について</b>	
教育総務課 長	<p>２２頁をご覧いただきたい。先の県議会定例会における審議の結果について報告する。１２月４日から２０日までという会期で審議が行われた。教育委員会の関係議案としては、補正予算があった。人事委員会勧告による給与改定、或いはエアコン整備等に係る債務負担等があったが、可決された。また、一般質問については、計８名の議員の方から１８本の質問をいただいた。働き方改革に関わる部分、或いは、日本語指導に関わる部分、さらには、管理職登用に関わる質問等、幅広い質問をいただき、それぞれ答弁したところである。</p>
<b>（２）教育警察委員会委員協議会及び平成３０年第５回岐阜県議会定例会教育警察委員会の概要について</b>	
教育総務課 長	<p>資料３４頁をご覧いただきたい。県議会の教育警察委員会、これは、定例会の会期中に行うものと、今年度から閉会中も協議会という形でいろいろ議論をしており、１１月１９日は閉会中の協議会ということで、教職員の働き方改革について議論いただいた。３７頁からは、先の定例会の会期中にあった教育警察委員会での審議の内容であり、付託案件について審議等いただいた。教育ビジョンや障害者雇用についても説明したところである。</p>
<b>（３）岐阜県における全国レベルの表彰について</b>	
教育総務課 長	<p>４１頁をご覧いただきたい。文化部門・スポーツ部門における表彰として、１１月分について示してある。</p>
<b>（４）平成３０年度教育委員行事予定について</b>	
教育総務課 長	<p>４３頁をご覧いただきたい。４５頁は今後の予定も載せてあるので、またご確認いただきたい。ただ、２月は定例教育委員会の日程がまだ確定していない。ここはまだ流動的でこの後もいろいろ確認させていただくこともあるかと思うがよろしく願いたい。</p>
<b>閉会</b>	
午後４時５３分、閉会を宣言する。	